

杉並区立郷土博物館条例施行規則

平成元年三月三十一日

教委規則第十二号

改正 平成 五年一〇月一五日教委規則第二一号
平成 七年一二月二八日教委規則第九号
平成 九年 三月三十一日教委規則第九号
平成一四年 三月二九日教委規則第二一号

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区立郷土博物館条例(昭和六十三年杉並区条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 杉並区立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

一 定例休館日 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。)に規定する休日を除く。)

二 年始 一月一日から同月四日まで

三 年末 十二月二十八日から同月三十一日まで

四 祝日法に規定する休日が月曜日に当たる日の翌日。ただし、五月三日又は五月四日が月曜日に当たるときは、同月六日とする。

五 館内整理日 毎月の第三木曜日。ただし、第三木曜日が祝日法第三条第一項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

六 特別整理期間 年十五日以内

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(観覧券)

第四条 条例第三条第一項の規定により観覧料を納付した者に対しては、観覧券を交付する。

(観覧料の免除)

第五条 条例第三条第二項の規定により観覧料を免除する場合は、次のとおりとする。

一 区立学校の児童、生徒及び引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。

二 前号のほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 観覧料の免除を受けようとする者は、観覧料免除申請書(第一号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(観覧料の還付)

第六条 条例第三条第三項ただし書に規定する特別の事由とは、災害その他の事故により観覧できなくなった場合をいい、還付する額は全額とする。

(入館者の義務)

第七条 入館者は、観覧又は施設等の使用に際し、別に教育委員会が定める注意事項を守らなければならない。

(資料の貸出し)

第八条 資料(条例第二条第一号に規定する資料をいう。以下同じ。)は、他の博物館等の教育、学術又は文化に関する施設に貸出しをすることができる。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出承認申請書(第二号様式)を教育委員会へ提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請に対し資料の貸出しを承認したときは、資料貸出承認書(第三号様式)を交付する。

(貸出期間)

第九条 資料の貸出期間は、貸出日から六十日以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、郷土博物館の都合により必要があるときは、資料の貸出し中であっても当該資料を返還させることができる。

(寄贈及び寄託)

第十条 資料の寄贈又は寄託の申出があったときは、その由来等を調査、研究し、受否を決定するものとする。

2 寄託資料は、郷土博物館所蔵の資料と同一の注意をもって保管しなければならない。

(委任)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成五年一〇月一五日教委規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年一二月二八日教委規則第九号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月三一日教委規則第九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日教委規則第二一号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

[第2号様式](#) (第8条関係)

[第3号様式](#) (第8条関係)